

一般財団法人新潟県地域医療推進魚沼基幹病院
「売店」運營業務仕様書

患者やその家族等のサービス向上及び職員の福利厚生の実充等を目的として、新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院（以下「病院」という。）に設置する「売店」の運營業務の仕様について定めるものとする。

なお、「売店」の運營業者は、『公募型プロポーザル方式』により選定するので、応募する業者は豊富な経験、企画力、ノウハウを最大限に活用した上で提案すること。

1 病院の概要

- (1) 病床数 454 床（一般 400 床、精神 50 床、感染症 4 床）
- (2) 診療科 30 科
- (3) 利用客数実績
 - 令和元年度 624 人/日
 - 令和2年度 511 人/日
 - 令和3年度 516 人/日
 - 令和4年度 526 人/日
 - 令和5年度 567 人/日（令和6年1月時点）
- (4) 外来診療日 土・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
- (5) 外来受付時間 8：30～11：00、13：30～15：00
- (6) 外来診療時間 9：00～12：00、13：30～17：15
- (7) 面会時間 14：00～20：00

2 売店の施設概要

- (1) 場所 病院棟 2 階
- (2) 面積 売店：104.25 m²
事務室：10.36 m²

3 売店の運営（契約）期間

令和6年10月1日から令和16年9月30日までとする。

4 売店の営業条件等

(1) 営業条件【病院の要求水準】

病院の要求水準は次のとおりとするが、基本は運營業者からの提案とする。

ア 営業日

年中無休とする。

イ 営業時間

午前7時から午後10時までとする。なお、24時間営業は不可とする。

ウ 販売品目

食品（弁当、パン、菓子、デザート等）、飲料、新聞・雑誌、日用雑貨・衣類、切手・はがき等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品等に配慮した品揃えを行うこと。

また、病院で指定する衛生材料、介護用品等を販売すること。ただし、具体的な販売品目等は、運営業者の選定後、病院と協議すること。

エ 販売禁止品目【必須条件】

病院の療養等にふさわしくない商品（ノンアルコール飲料を含むアルコール類、たばこ、青少年の健全な育成に害を及ぼす図書等）や生花は、販売禁止とする。

オ 販売価格

地域の小売店等の状況も踏まえ、適正な価格設定を行うこと。

カ 附带サービスの提供

宅配便、公共料金等収納代行やコピー・FAX・各金融機関に対応したATM（現金自動預け払い機）の設置等のサービスを積極的に提供すること。

また、病院で指定する「入院時に必要な衣類等」及び「マスク」の自動販売機と病院の要望に基づいた食品の自動販売機を設置、管理すること。ただし、具体的な販売品目、設置台数等は、運営業者の選定後、病院と協議すること。

キ その他

利用者の満足度や利便性の向上につながる取組を積極的に提案すること。

(2) 経費負担区分

別紙1『売店に係る病院と運営業者の経費負担区分』のとおりとする。

なお、病院で行う建築、電気設備等の工事内容は、別紙2『病院で行う建築工事等の内容』のとおりとする。

ア 病院で行う建築、電気設備等の工事内容について、運営業者の都合により変更、改修等を行う場合は、事前に病院と協議し、費用は運営業者の負担とする。

イ 病院で行う以外の売店の運営に必要な内装・設備等の工事費用や什器備品等の購入・設置費用は、運営業者の負担とする。

ウ 運営業者は、次の(3)に定める管理手数料（病院の売店管理費用）を病院に支払うものとする。

エ 売店に係る光熱水費（電気料、水道料）の実費相当額は、運営業者の負担とする。

オ 売店に外線電話（FAX、その他情報通信回線を含む。）を設置する場合は、事前に病院と協議し、外線電話の接続申込手続きに係る費用や工事費用、使用料は、運営業者の負担とする。（内線電話は病院で設置する。）

カ 売店利用者による設備汚損・破損への対応経費及び売店で発生した火災、食中毒等により利用者に損害を与えた場合の損害賠償等経費は、運営業者の負担とする。

キ 売店設備の維持管理・修繕費（蛍光灯の交換等を含む。）のほか、警備費、清掃費、防虫防鼠・消毒等の衛生管理費、ごみ等の廃棄物処理費、管理手数料等支払い時の振込手数料等、その他売店の運営に係る一切の経費は、運営業者の負担とする。

（3）管理手数料

ア 運営業者は、売店における月間の売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に一定の率を乗じて得た額（以下「算出額」という。）を病院に支払うものとする。ただし、管理手数料にはあらかじめ基本額を設け、算出額が基本額を下回った場合は、基本額をその月の管理手数料とする。

イ 売上実績額に乘じる管理手数料の「一定の率」は、運営業者からの提案とする。

ウ 基本額の想定概算額は、月額約 270,000 円（税込）であるが、建築工事費等の増減により、基本額が増減する場合がある。

エ 営業開始日又は営業満了日が月の途中となる場合の当該月の管理手数料は、日割り計算によるものとする。

オ 運営業者は、管理手数料の根拠となる当該月の売上実績額の資料を、翌月 10 日までに病院に提出するものとする。なお、病院は、売上実績額を確認するため、運営業者の関係帳簿等を確認することができる。

（4）その他の条件

ア 営業に必要な各種法令に基づく許認可等については、運営業者の責任と負担で取得すること。（諸官庁への申請、届出等を含む。）

イ 関係法令等を遵守し、売店内の清掃、消毒や廃棄物処理等の衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

ウ 食中毒の防止に万全を期すとともに、食品衛生上の問題は全て運営業者の責任と負担で対応すること。

エ 取り扱う商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、適温管理、品質保持に努めること。

オ 売店及びその周辺の整理整頓や清潔の保持に努めること。

カ 販売品の種類に応じた分別回収ボックスを必要数設置し、ボックスに収納されたごみ等は、自社・他社製品、持込み等を問わず、運営業者の責任と負担で適時回収、分別を行うこと。

- キ 看板等の色彩、数量及び表示箇所等については、病院と協議し、病院内の他の施設との一体性を保つこと。
- ク 商品等の搬入・搬出時間、経路及び荷下ろし場所等については、病院の指示に従うこと。
- ケ 利用者からの苦情等に対しては、誠意をもって対応し、その内容及び対応状況を遅滞なく、かつ定期的に病院に報告し、再発防止に努めること。
- コ 賃貸借契約による営業部分の防犯対策については、運営業者の責任と負担で実施すること。
- サ 営業上の必要から売店内を改修、その他原形を変更しようとするときは、あらかじめ書面で病院の承認を受け、運営業者の費用負担で行うこと。
- シ 運営業者の責に帰すべき事由により、病院又は利用者等に損害を与えた場合は、全て運営業者の責任と負担で賠償すること。また、それらの補償等に対応する賠償責任保険に加入すること。
- ス 事故や事件等が発生した場合は、患者等への影響回避を最優先に、適切に対処するとともに、事故等の発生状況を速やかに病院に報告すること。また、営業時間内外における事故等発生時の連絡体制をあらかじめ書面で病院に届け出ること。
- セ 業務上知り得た個人情報や病院の業務で一般に公開されていない情報を外部に漏らすことのないよう、また、他の目的で利用することのないよう万全の措置を講ずること。なお、契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。
- ソ 毎月の売上実績額や利用者数等、病院と別途協議した項目について、定期的に病院に報告すること。
- タ 従業員の接遇教育等を実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。
- チ 売店に業務管理責任者を配置し、売店の衛生管理、利用者からの要望や苦情等に速やかに対応するとともに、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう、適正な人員を配置すること。
- ツ 定期的に従業員の健康診断を実施するとともに、従業員が感染症等に感染した場合は、速やかに病院に報告の上、院内感染の防止対策を講じること。
- テ 従業員は、清潔な服装（ユニフォーム等）で業務に従事するとともに、必ず名札を着用すること。
- ト 従業員の駐車場が必要な場合、駐車場の確保は運営業者が行うこととするが、事前に病院と協議すること。（病院管理の駐車場の使用は認めない。）
- ナ 賃貸借契約による営業部分については、他の者に譲渡、転貸しないこと。ただし、フランチャイザー（本部）が応募し、運営業者に選定された後、自らの責任でフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせる場合は、この限りでない。
- ニ 患者サービスの向上及び職員の福利厚生の実施等を図るため、必要に応じて売店の

- 運営等について、病院と協議すること。
- ヌ 定期的にアンケート等を実施し、利用者の要望や意見を業務に反映させること。
 - ネ 車椅子利用者や点滴スタンドを使用している患者等に配慮すること。
 - ノ 大規模災害時における物資の提供等、病院に対する協力体制を整えること。
 - ハ 病院が実施する消防訓練、電気設備等の点検等、病院運営上必要な事項について病院から要請があった場合は、全面的に協力すること。
 - ヒ 運営業者が募集要項及び本仕様書の条項に違反したとき、契約期間中であっても、病院は契約を解除できるものとする。
 - フ 契約の解除、又は契約期間の満了により営業を終了する場合は、運営業者の負担で契約期間内に施設の原状回復を行うとともに、次の運営業者への円滑な業務の引き継ぎに協力すること。
 - ヘ この仕様書に定める事項のほか、営業に際し必要な事項が生じた場合は、病院と協議すること。